

夢を実現する第一歩のために

2025年10月 特集号



ミツヒロニュース

従業員の私物携帯端末の業務使用する場合のガイドライン

従業員の私物スマートフォン等の携帯端末の業務利用は、利便性の裏に、コンプライアンス違反やセキュリティリスクといった大きな問題が潜んでいます。また、情報漏洩リスクが高まり、社会的信用の失墜や損害賠償請求といった深刻な影響を受ける可能性があります。

企業と従業員双方を守りトラブルを未然に防ぐためにはリスクを正しく理解し、ルール作りを徹底するなど、適切な対策を講じることが必要です。そこで、当社においては「ガイドライン」を作成し運用することとしました。

第1条（目的）

「個人情報保護」「情報漏洩防止」及び「労務管理上の配慮」の観点から従業員が私有するスマートフォン・PC等（以下スマホ等という）を業務に利用することは原則として禁止するが、会社の承認を受けた場合はこれを認め、その際の取り扱いについて定める。

第2条（対象者）

正社員・契約社員・パート・アルバイト等すべての従業員に適用する。

第3条（利用申請）

利用希望者は事前に申請を行い、会社の承認を得なければならない。

第4条（費用負担）

通信費・端末費用は原則従業員が負担する。

第5条（情報の管理）

スマホ等に保存されて業務情報は、漏洩防止に努め、適切に管理しなければならない。

第6条（責任・調査権限）

故意または重大な過失により会社に損害を与えた場合、従業員は賠償責任を負い、合理的理由がある場合、会社は端末調査・アクセス制御を実施できる。これは退職後においても責任は生ずる。

第7条（顧客との接触）

顧客との連絡や情報交換等は原則として「会社電話」「FAX」「会社が付与したメールアドレス」で行うこと。ただし、外出時等の場合には認めるが、最小限に努める。

第8条（スマホ等の業務使用時間）

使用時間は原則勤務時間内とし、緊急等やむを得ない場合には業務時間外使用を認めるが、使用は最小限に努める。

第9条（退職時の措置）

退職者は退職日までに業務データを完全に削除する。

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

参考文献： ■



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

